

平成 30 年度第 1 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議概要

- 1 開催日時 平成 30 年 5 月 31 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 20 分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ） 3 階 大会議室
- 3 出席委員 浅利 義弘 委員、出雲 祐二 委員、加川 幸男 委員、北澤 祐一 委員
桐原 郁子 委員、工藤 昭 委員、坂本 浩司 委員、佐藤 秀樹 委員、
杉本 正 委員、鳥山 夏子 委員、村上 秀一 委員、
安井 眞木子 委員、山内 了介 委員
《計 13 名》
- 4 欠席委員 三浦 裕 委員《計 1 名》
- 5 事務局 福祉部長 舘山 新、福祉部次長 荒内 隆浩、
福祉部参事福祉政策課長事務取扱 福井 直文、
福祉政策課副参事 白坂 孝志、福祉政策課主査 小山内 孝育、
福祉政策課主査 杉田 大樹、福祉政策課主事 寺島 智史
《計 7 名》
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 福祉部長あいさつ
 - 3 案件
青森市地域福祉計画の進捗状況について
（1）重点事業の取組状況について
（2）目標とする指標のフォローアップについて
（3）青森市地域福祉計画改定に向けた方向性
 - 4 閉会
- 7 議事等要旨

案件（1）重点事業の取組状況について〔資料 1・2 参照〕

（事務局）

平成 28 年 3 月に策定した「青森市地域福祉計画」に掲げる 5 つの重点事業の進捗状

況について、

1 つに、「ボランティアセンターの強化」について、専任の職員及び臨時職員を配置した。

2 つに、「地域福祉サポーター制度及びボランティアポイント制度の創設」について、平成 29 年 10 月に創設し、その概要は、

- 対象者は高校生を除く満 18 歳以上
- 対象事業は 3 分野、13 メニュー
- 1 時間当たり 1 ポイントを付与し、1 日の上限は 2 ポイント
- ためたポイントを商品券やバスカードに交換できる

としており、また、平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月までの実績を示した。

3 つに、「地区カルテの整備」について、町会長や民生委員を対象とした座談会を開催し、地域の情報を収集するとともに、行政で把握している情報を加え、全地区社会福祉協議に配付した。

4 つに、地域支え合い推進員の配置について、プロデューサーを 1 名、地区担当員を 5 名配置し、平成 29 年度は延べ 502 回の地域支援活動に参画した。

5 つに、地域共助ネットワークの構築について、地区カルテによる地域の人材や資源の掘り起こしや、地域支え合い推進員の活動等によりネットワークの構築に努めてきた。

今後については、重点事業を複合的に推進するために、市内に 38 ある地区社会福祉協議会から 2 ないし 3 のモデル地区を選定し、地区カルテ活用の好事例等を各地域に発信する等により、地域共助ネットワークの構築に努めていく。

意見、質疑応答

(委員)

地区カルテについて、地域にある様々な団体が参画して作り上げていくものと認識していたが、保育所や幼稚園関係者には声が掛かっていない。今もって地区カルテを見たこともない。早期に声を掛けてほしい。

(議長)

既存の社会福祉の資源というところにウエイトを置いているが、地域の中には、保育園や幼稚園、学校など様々な資源がある。改めて、地区カルテの作り方を見つめ直してほしい。事務局では重点事業の取組の自己評価はどのように捉えているのか。

(事務局)

ポイント制度は現時点で、雪対策、介護予防、高齢者支援の 3 つの分野を対象としているが、これが完成形とは思っていない。各分野でどのような事業を対象にすれば、ボランティアのきっかけづくりになるのか、整理しながら事業を進めていきたい。

地区カルテの活用や地域支え合い推進員の役割について、地域に浸透していない部分があり、周知不足であると認識している。指摘の点も踏まえ、改めながら、進めてい

きたい。

(議長)

事務局では地域福祉サポーターの登録者数が 2,300 人弱で、ポイント交換相当額が約 87 万円ということだったが、当初の想定から見て事務局ではどう捉えているのか。

(事務局)

予算的には当初想定していた額より少ない金額となった。交換のポイントの単位が 10 ポイントごととなっているため、端数分が切り捨てになった部分もあった。端数分が生かせるような方法も検討していきたいと考えている。

(委員)

ポイント制度について、施設での活動など、一般の方にはハードルが高いものもあるかもしれない。地域には定年退職した方など専門性を持った方が眠っていると思う。そういった人材を生かす仕組みを取り入れることも検討してほしい。

(議長)

ボランティアに携わってみて、どのようなことに気付いたかをアンケートを取ってみてほしい。その上で、参加された方が今後広がりを持たせられるような仕組みをポイント制度に取り入れていくことが大事。ひとつの試みとして約 2,000 人の登録があったことは大変有意義なことだったと思うので、この仕組みを上手に活用して欲しい。

(委員)

以前、ボランティア活動をした際、大学生に声を掛けて地域の人と一緒に活動したことがあったが、大学生は卒業により、県外に出てしまうため、地域の人々の熱も段々失われ、活動が先細ってしまったことがあった。

学生に偏るのではなく、地域の高齢者の方や専門の知識を持ったリタイアした方たちを取り込んでいった方が、青森の実態に合ったボランティアになるのではないかな。

(委員)

子育てのことでいけば、保育所と市と子育て応援隊という方たちが一緒になって、地域の中で在宅の子育て家庭に対する支援がある。活動時間は 1 回当たり 2 時間程度。ポイント制度のメニューが高齢者の方や雪となっているが、地域には様々な方が暮らしている。様々な分野を視野に入れてメニューを検討してほしい。

(議長)

ポイント制度に加えるメニューを増やすこと、また、地区カルテにはこれまで以上にいろいろな団体を加えるほか、専門職のネットワークのようなものと連携することも大切だと思う。市で把握している各分野の専門職の団体があると思うので、横の連携を取ってみてほしい。

案件（2）目標とする指標のフォローアップについて〔資料 3 参照〕

（事務局）

「青森市地域福祉計画」の各章に掲げる指標の取組状況について、まず、第 1 章「地域で支え合う意識の向上」に関する指標の「ボランティアの登録者数」は、ボランティア制度の創設により登録者数は増加したものの、目標値には届いていないことから広報媒体や出前講座等を通じて、ボランティア登録者の増加に努めていく。

「ノーマライゼーションに対する満足度」は、平成 28 年度は目標値を達成したが、平成 29 年度は引用元となる「市民意識調査」の設問項目が変更になったため、満足度を捉えられなくなっている。

これまで、権利擁護意識の醸成・向上を図るため、市の広報媒体を活用した広報活動、また、小・中学校生を対象とした福祉読本の配付を通じ、ノーマライゼーション理念の普及啓発に取り組んできたが、今後においても、「青森市障がいもある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、市民の理解を深め、障がいを理由とした差別の解消などに取り組んでいく。

第 2 章「地域福祉の担い手の育成確保」に関する指標の「地域福祉サポーター登録数及び地域福祉サポーターの活動割合」は、ボランティアポイント制度の創設により、「登録数」は目標値を上回っているものの、「活動割合」については、目標値を下回っていることから、受入団体の協力を得ながら、活動機会の確保に努めていく。

第 3 章「地域での共助ネットワークの構築」に関する指標の「共助ネットワークが構築されている地区数」は、地域支え合い推進員の活動によって、地区社会福祉協議会を単位とする全 38 地区で、地域福祉に関する相談や支援活動の場に参加しているところで、目標値を上回っている。今後はモデル地区を選定し、地区内の団体の方々と繋がりを深め、さらなる共助ネットワークの構築に努めていく。

第 4 章「地域福祉推進のための基盤整備」に関する指標の「地域における交流事業開催数」は高齢者や障がい者、子ども子育て世帯が参加する交流事業の開催数を指標としており、平成 29 年度においては、目標値を上回っている。また、ほのぼのコミュニティ推進事業についても地域福祉推進のための基盤整備の交流事業として、非常に効果的であると考えており、ほのぼのコミュニティ推進事業も含めた各事業の開催回数の増加のための手法を検討していきたい。

第 5 章の「福祉サービスの提供・相談体制の充実」に関する指標の「地域福祉に関する満足度」は、平成 28 年度は目標値を上回っているが、平成 29 年度は第 1 章の「ノーマライゼーションに対する満足度」と同様、引用元の市民意識調査の設問変更により実績値を把握することができなくなっている。

取組としては、雪処理支援の充実ということで「福祉の雪処理支援事業」、「在宅一人暮らし高齢者の雪処理対策事業」に取り組んでいる。

意見、質疑応答

(委員)

ボランティアの登録者数について、9,920 人ということだったが、社会人と学生はどちらの割合が多いのか。

(事務局)

手元に資料はないが、参考まで、ボランティアのきっかけづくりとなる「体験ボランティア」について、登録された方が 1,166 名、その内、中学生以下が 5 名、高校生が 35 名、大学生等が 54 名、社会人が 950 名となっており、学生が少ない状況である。

(委員)

ノーマライゼーションの満足度について、福祉読本を学校に配付するだけだと、先生もどうしたらいいかわからず、子どもたちもなんとなく貰っている現状がある。障がいのある方が現場に入って、教育することにより、理解が深まると思うので、今後、取組を考えてほしい。

(委員)

福祉読本の配付冊数は 1 万冊弱ということで、費用も相当かかっていると思われる。校長会や教育委員会へ働きかけるということも考えていいのではないかと。

(議長)

ノーマライゼーションの満足度というのは指標に馴染まないもので、福祉教育を行った回数であるとか、障がい者の方が教育に参画した回数を指標とした方がより良いのかなと思う。

(事務局)

地域福祉計画の指標は上位計画である青森市総合計画の指標が影響する。現在青森市総合計画を見直し中であり、青森市総合計画が改定されると、地域福祉計画の指標も変わる可能性がある。

(議長)

ノーマライゼーションの指標は達成してしまっているもので、よりいい指標にできればいいと思う。

(委員)

青森市の地域福祉計画が他市町村の計画と比較して、どの位置にあるのかが分かれば、自己評価にも繋がっていくのではないかと思います。

(委員)

障害者差別解消法ができて、市で対応マニュアルを作って、市の方が対応してくれると思っていたら、全く作成されていなかった。資料では平成 30 年 4 月にマニュアルを作成したとのことだが、他の自治体に比べて出遅れていると思う。

(議長)

平成 30 年度の社会福祉法改正に伴い、いろいろな自治体で地域福祉計画を策定しよ

うとしている。青森市は県庁所在地でもあり、指標達成のためのいろいろな取組は進んでいるのではないかと思います。青森市にはひとつの県内のモデルになるようなやり方で取り組んでほしい。

案件（3）青森市地域福祉計画改定に向けた方向性〔資料 4 参照〕

（事務局）

社会福祉法が改正され 4 月施行となった。社会福祉法改正のポイントは大きく 3 つあり、

まず、1 つとして、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されたこと、地域住民が抱える課題が多様化・複雑化している中において、複合的な課題を内容とする相談が増えてきていることから、地域生活の課題について、住民や地域関係者が把握し、関係機関との連携等によって、解決が図られることを目指していくというもの。

2 つとして、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が 3 つの包括的支援体制づくりに努める旨が規定され、そのポイントは、

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備をすること
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について、総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備を行うこと
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備を行うこと

3 つとして、市町村が策定する地域福祉計画の充実で市町村の地域福祉計画について、これまで策定が任意だったが、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として定めるとともに、定期的な評価を行うことが努力義務化された。また、計画に盛り込むべき事項として、今回の法改正により、新たに追加となったのが、

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を福祉計画に盛り込むこと
- 包括的な支援体制の整備に関する事項も盛り込むこと

これらを含めた 5 項目を盛り込んだ地域福祉計画を策定する必要があるが、国・県の説明によると、「計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない」となっていること、また、本市の場合、最上位計画である青森市総合計画を現在策定作業中のため、新しい総合計画の内容等によっては、現計画の平成 32 年を待たずに改定の必要性が出てくるということも十分考えられることから、その行く末を見定めながら、地域福祉計画の改定等について準備を進めていきたいと考えている。

意見、質疑応答

(議長)

参考資料にある「青森市地域支え合い報告書」を見ると、様々な困難を抱えている御家族はひとつだけではなくて、複合的な問題を抱えているというのがよくわかる。どこかのひとつの組織とかではなくて、みんながそれぞれの団体が協力してやっていかなければいけないというのが今回の社会福祉法の改正の大きな目的だと思う。それには、地域住民の方にも関わってもらふということだと思うので、今回の青森市のコミュニティソーシャルワーカーの方々の活躍というのはそういうものを繋げる大きな柱になる。

全体の総合計画の中で早めに次期計画を策定した方がいいかもしれない。今、各市町村の地域福祉計画を作る動きがあるが、是非、青森市にはそのモデルになるような計画を作ることを期待している。

(委員)

地域包括支援センターは青森地区に 10 か所、浪岡地区に 1 か所ある。同センターは介護保険と医療保険のいろんな状況をお世話できるように連携を取るという施設。社協さんは随分頑張っていると思われるが、近くに必ず地域包括支援センターがあるので、今の社会福祉の一助としてお手伝いをさせてほしい。

(議長)

地域包括支援センターはいろんな介護予防の活動も一生懸命やっているので、段々、地域包括支援センターも地域に定着してきていると思う。是非、活用をお願いしたい。

参考資料を読んで、地域支え合い推進員の方のしていることが目に見える形での地域福祉だと思うので、是非こういう活動記録を継続し、共有して行ってほしいと思う。